

# 公立大学法人下関市立大学経営審議会規程

平成 19 年 4 月 1 日

規 程 第 1 号

改正 平成 20 年 3 月 14 日規程第 17 号  
令和 2 年 3 月 31 日規程第 22 号  
令和 3 年 3 月 31 日規程第 44 号  
令和 4 年 6 月 29 日規程第 18 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公立大学法人下関市立大学定款（平成 18 年 9 月 27 日制定。以下「定款」という。）第 19 条第 1 項に規定する経営審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第 2 条 審議会は、定款第 22 条に掲げる事項を審議する。

(構成)

第 3 条 審議会は、定款第 19 条第 2 項に掲げる委員をもって構成する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、定款第 20 条の規定による。

(議長)

第 5 条 審議会の会議（以下「会議」という。）の議長は、定款第 21 条第 2 項の規定により理事長をもって充てる。

2 議長に事故があるときは、あらかじめ議長が指名した委員がその職務を代行する。

(議事)

第 6 条 審議会は、定款第 21 条第 1 項の規定により、理事長が招集する。

2 会議を開催する暇がない等、理事長が必要と認める場合には、持ち回り審議することによって会議を開かずに審議することができる。

(委員以外の者の出席)

第 7 条 議長は、特に必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を聴くことができる。

(議事録)

第 8 条 議長は、議事について議事録を作成しなければならない。

(庶務)

第 9 条 審議会の庶務は、経営企画部企画課において行う。

(その他)

第 10 条 この規程に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が別に定める。

附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 3 月 14 日規程第 17 号）

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 31 日規程第 22 号）

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 31 日規程第 44 号）

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 6 月 29 日規程第 18 号）

この規程は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。